

誰もが
介護の
担い手に



男女共同参画通信

March.2017
©Kyoto City

Vol. 44

少子高齢化に伴う 介護社会を迎えて

少子高齢化社会が進むなか、介護は多くの人にとって、身近な問題となっています。

何世代も同居していた大家族の時代から、戦後の高度経済成長期には核家族化が進行。当時、夫婦と子ども2人が標準世帯と言われ、男性が「一家の大黒柱」として働く一方で、夫婦の親世代の介護は「留守を預かる嫁」が担うものとされました。介護の担い手とされてきた女性は、当時は介護保険もまだなく、その役割を家族の中で一手に引き受け、夫の親も、自分の親も、全てを看取ったというケースも珍しくはありませんでした。

その後、家族のあり方は、シングルマザー・シングルファザーやステップファミリー※、単身世帯など、多様化し、共働き家庭の増加や少子高齢化の進展など、世帯への個人の関わり方や取り巻く状況も大きく変化しています。男性も女性も、家庭内や社会でのどのような立場の人も、老いも若きも、誰もが、介護を担う立場になる可能性があるのです。にもかかわらず、「介護の担い手は女性」という社会通念はまだ残っており、「留守を預かる嫁」が幻想であることに、もはや誰もが気付かなければならなくなってきているといえるでしょう。

就職や結婚を経て、自分以外には身寄りのない年離れた両親が遠方に暮らしている、という人も少なくありません。このような現状において、「介護を誰が担うのか」は、避け



ては通れない課題です。介護者自身も、生活や事情を抱えて、介護するためには何かを手放さなければならないかもしれません。政府の掲げる「一億総活躍社会」を目指す、誰もが生き活きと活躍する社会を実現するためにも、「介護離職ゼロ」は重要な目標といえるでしょう。

介護は、いつ始まり、いつ終わるのか、予定を立てることはできません。ある日突然始まる介護も少なくはありません。そして一度始まれば、ゴールが見えないのも介護なのです。

そこで本誌では、「誰もが介護の担い手に」をテーマに、介護の現状をご紹介します。いまや介護は、女性に限らず、男性、子育て世代、若者など、性別や立場を超えて考えなければならない課題です。到来する大介護時代を乗り切るヒントのひとつとして、本誌を手にとっていただければ幸いです。

※ステップファミリー

夫婦の両方、あるいはどちらかが、以前のパートナーとの間にもうけた子どもを連れて結婚し形成される家族。



CONTENTS

はじめに

2

<寄稿>

男性介護者への社会的関心の
拡がりの意味すること

—介護のある暮らしを社会の標準に—
立命館大学産業社会学部 教授
男性介護者と支援者の
全国ネットワーク 事務局長 津止 正敏氏

4

<報告>

ダブルケア

—育児と介護の両立—

6

企業の取組紹介

ニッシャビジネスサービス株式会社

8

<コラム>

ヤングケアラーからのメッセージ

22歳で直面した祖父の介護

朝田 健太氏

9

おわりに

—誰もが介護の担い手に—

10

京都市からのお知らせ

11

ウィングス京都からのお知らせ

12



男性介護者への社会的関心の — 介護のある暮らしを社会の標準に —

筆者らの『男性介護者白書—家族介護者支援への提言—』（2007年）の刊行からもう10年が経過しようとしている。当時「新しい介護者」として関心・着目を集めた男性介護者は、2009年の「男性介護者と支援者の全国ネットワーク（略称・男性介護ネット）」の発足を経て、いま全国の介護者の組織と運動の末席に名を連ねている。介護する男性は実数にすればもう100万人を優に超え、主たる介護者の3人に1人を占めるまでになった。各地で活動する男性介護者の会や集いは、筆者らと交流を持つところだけでも既に100を超えているし、いまも新しいグループが発見され、また新しく生まれている。男性介護ネットが「介護退職ゼロ作戦」としてその活動の柱としてきた仕事と介護の両立テーマは、「介護離職ゼロ」という国家の成長戦略の政策舞台にまで引き上げられている。

これまで「介護者」といえばいわずもがなで妻や嫁や娘を暗黙に含意していたようだが、「男性介護者」というひとつながりの言葉になり、時代の先端モデルを示すような「ケアメン」という造語も生まれた。その背景には、もちろん介護に難のある人、苦勞している人ということの含意もあるが、むしろその対極にあ

るような、性別の役割分業が徹底した時代にはなかった介護を排除することなく共存しようという、男性の新しいライフスタイルの体現者としての側面こそが主因のようである。

文学や映像の世界での関心がその好例だ。第153回（2015年上半期）の芥川賞受賞の『スクラップ・アンド・ビルド』（羽田圭介）は老いる祖父と孫の世界を描いた作品だが、2016年末にはNHKでのドラマにもなって話題を呼んだ。市民団体による自主上映が各地でいまも盛んに催されている『妻の病』（伊勢真一、2014年）も「レビー小体型認知症」を患う妻と夫（小児科医）の介護のある暮らしをゆったりと丁寧に追ったドキュメンタリーだ。今年（2017年）5月に公開予定の『八重子のハミング』（佐々部清）も認知症の妻を介護する夫の物語だ。NHKラジオの朗読番組として3度のアンコール放送があったという同名作品（陽信孝、2002年）が原作だ。少し前の岡野雄一のマンガ『ペコロスの母に会いに行く』は同種のものとしては記録的な売り上げを示し、同名の映画も大ヒットした。老老介護を扱い、男性介護ネットの3周年記念式典でも上映した『此の岸のこと』（外山文治、2011年）は、モナコ国際映画



拡がりの意味すること

立命館大学産業社会学部 教授

男性介護者と支援者の全国ネットワーク 事務局長 津止 正敏 氏



祭 2011 短編部門にて最優秀作品賞をはじめ5冠受賞するなど高い評価を得た。ドイツ語圏で広く読者を得たという『老王の家』（アルノ・ガイガー、2013年）もアルツハイマー病の父と息子を題材にしている。本書の帯には、重いテーマを扱っているにもかかわらず不思議なほど明るく活気に満ちた自伝的作品、と記されている。

どの作品も、予期せぬ介護役割に直面し戸惑い葛藤を深めながらも、それでもなお現実を受容し介護のある暮らしや関係性に新たな意味を見出そうという希望にも似たメッセージが印象的だ。介護は辛くて大変だということは言をまたない厳然たる事実には違いない。ただ、留意したいのは、上記の文学や映像に登場する介護者もそうだが、男性介護ネットの活動に参加し幾つもの介護体験記を記した多くの介護者も異口同音に「でも、そればかりでもない」と発していることだ。上記の印象ともシンクロする。

ささやかなりとも希望にも喜びにも浸れるような、家族の介護に直面して初めて気付く価値ある生活行為への気付きこそが、この社会の主流となっている介護を排除してこそ成り立つような暮らしと働き方への異議申し立

での確たる証しともいえよう。「介護のある暮らしを社会の標準に」という私たちの主張は、こうした「介護は辛くて大変、でもそればかりではない」という両価的ともいうような介護感情との出会いから生まれたものだ。男性介護ネットの活動が、この社会の新しいシステム設計に一石を投げ、その合意を広げるための運動に例えささやかではあっても幾ばくかの貢献が叶うのであればこれに過ぎる喜びはない。



プロフィール

津止 正敏（つどめ まさとし）氏

1953年、鹿児島県生まれ。立命館大学産業社会学部教授。立命館大学大学院社会学研究科博士課程前期課程修了。京都市社会福祉協議会（地域福祉部長、ボランティア情報センター長）を経て、2001年から現職。2009年3月に「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」を発足させ、事務局長を務める。著書に『ケアメンを生きる—男性介護者100万人へのエール—』、『男性介護者白書—家族介護者支援への提言—』、『ボランティアの臨床社会学—あいまいさに潜む「未来」—』、『しあわせの社会運動—一人がささえあうということ—』など。

ダブルケア

— 育児と介護の両立 —



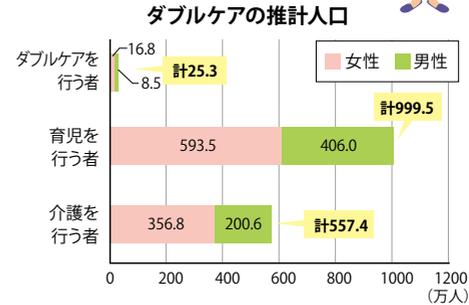
ダブルケア離職

育児と介護を両立させた結果、仕事を手放すことを余儀なくされる人も少なくありません。先の調査では、女性の17.5%、男性の2.6%がダブルケアとなった結果、離職していると報告されています。この数字からは、例えば結婚している男女がダブルケアに陥っている場合、女性の方が離職する可能性が高いことを示唆しています。現在、育児、介護とそれぞれに制度はありますが、ダブルケア離職を食い止めるような打開策はまだまだこれからといえそうです。

まずは社会全体が、ダブルケアという状況があることを認識し、育児や介護の「役割を担いがちな女性」の状況も含めて理解を深めていく必要があります。ダブルケアラーを支援できるような制度の充実が少しでも早く望まれます。

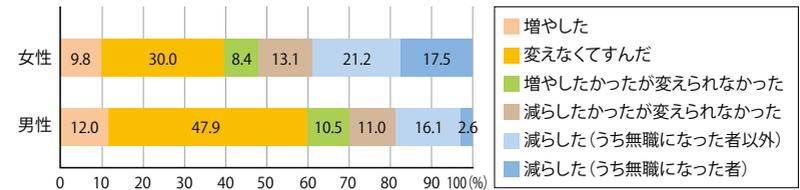
育児と介護

ダブルケアという言葉を知ったことはありますか。これは、1人で育児と介護の両方を同時に担う状況のこと。また、その状態にある人を「ダブルケアラー」と呼んでいます。育児、介護、それぞれに社会的な制度が設けられ、周囲の理解も進んできていますが、この両方を担わなくてはならない人への認識はあまり浸透していません。平成27年度に実施された内閣府の調査では、この「ダブルケア」の状態にある人は、全国で約25万人いると推計されています。



出典：内閣府「平成27年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」
 備考) 1.総務省「平成24年就業構造基本調査」より内閣府にて特別集計。
 2.「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。
 3.「育児」の対象は自分の子で、未就学児、「介護」の対象は、親、義理の親、祖父母、義理の祖父母、配偶者、子等の家族で続柄を問わない。

ダブルケアに直面する前後の業務量や労働時間の変化



出典：内閣府「平成27年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」
 備考) 1.インターネットモニター調査「育児と介護のダブルケアに関するアンケート」(平成28年2月実施)。
 2.「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。
 3.「育児」の対象は自分の子又は孫で、小学生以下、「介護」の対象は、親、義理の親、祖父母、義理の祖父母。

ダブルケアと女性



これまで、一人の人生の中で、育児と介護を担わなければならない時期には時間差がある場合が多かったのではないのでしょうか。しかし、女性の社会進出に伴って、晩婚化が進んだことや、またキャリアとの両立などの観点から女性が出産時期を調整し、高齢出産が増えた結果、人生の同時期に育児と介護が重なることが今後増えるのではないかと考えられます。男女別に見た場合、先の内閣府が行ったダブルケアの調査によると、「主に」育児と介護を両方担う者の割合は、女性が約半数に対し、男性は約3割となっており、やはり女性の方が「お世話する役割」を引き受けやすい現状が見て取れます。

ダブルケアを行う者のうち、育児・介護を主に担う者



出典：内閣府「平成27年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」
 備考) 1.インターネットモニター調査「育児と介護のダブルケアに関するアンケート」(平成28年2月実施)。
 2.「ふだん育児をしている」「ふだん介護をしている」の両方を選択した者を「ダブルケアを行う者」として集計。
 3.「育児」の対象は自分の子又は孫で、小学生以下、「介護」の対象は、親、義理の親、祖父母、義理の祖父母。

企業の取組紹介

介護・育児休業制度の充実を、働く社員の安心に繋げる 「ニッサビジネスサービス株式会社」

ニッサビジネスサービス株式会社は、Nissha グループを主体とした各種業務を請け負う会社として、警備や緑地管理、清掃、産業廃棄物の収集運搬などを行っている企業です。ここでは、法定を上回る水準で介護や育児に関する制度が整えられているとお聞きし、取締役の上善正憲さんと、企画管理グループの安田訓仁子さんに話を伺いました。

本社や各地の拠点などを含め、ニッサビジネスサービス株式会社には約 100 名の社員が在籍し、その働く形態はさまざま。正社員からパート勤務まで全ての方が、一定の基準を満たしていれば介護・育児休業制度の対象となるそうです。介護休業については、対象家族 1 人につき法定 93 日のところ 240 日まで取得できる制度を整えておられ、介護のための短時間勤務は対象家族 1 人につき 3 年間までを認めています。また、育児休業は 2 歳まで取得でき、育児短時間勤務は中学生になるまで利用できます。介護、育児ともとても手厚い休業制度が用意されています。

話を伺った安田さんも実際に育児休業を利用したお一人。「社内全体の制度への認知度が高く、利用しやすい雰囲気がありました。周りにも同じように制度を利用した人があることも心強かった。」とのこと。実績が実績を呼び、男性社員も 2 名の方が看護休暇や時差出勤などを利用されているそうです。

DATA

ニッサビジネスサービス株式会社

事業内容：清掃業・警備業・駐車場業等 本社：京都市中京区壬生花井町 3



子育て中の社員の出勤風景

一方、介護休業制度については、まだ利用した社員はおられないとのこと。その理由を伺うと、介護休業制度を補てんできる他の制度が充実していることを挙げられました。現在のところ、介護の当事者である社員の方がおられたとしても、例えば、会社独自の「積立て有休」という制度の下、積み立てた有休を介護などに利用できるほか、在宅勤務制度や時短勤務を活用するなどして、対応できるのではないかと分析しておられました。上善取締役は、「実際に長期の介護休業を取る状況となると、仕事を辞めるくらいの覚悟が必要なはず。こうした制度を整えてあることで、いざという時に、職場に戻ることができると思える安心感が重要です。介護休業制度の活用はこれからが本番。同制度は社員の安心のための保険のような役割を果たしている。」とおっしゃっていたのが印象的でした。

ヤングケアラーからのメッセージ

祖父の介護 22歳で直面した



朝田 健太 氏

(あさだ けんた)

22歳の時から、現在に至るまで認知症の祖父の介護に携わっている。現在は、京都市内の社会福祉法人にて相談員の仕事に従事しつつ、ヤングケアラーの存在の啓発活動を行っている。

日本では 10 代から 20 代の若者が介護を担っている現状は、あまり知られていないのではないだろうか。若くして家族の介護を担う人たちを「ヤングケアラー」という。日本のヤングケアラーは、総務省の「平成 24 年就業構造基本調査」では約 17 万 8 千人いると報告されている。

私の場合、22 歳のときに祖父の介護が始まった。認知症と診断された祖父は昔ながらの男性で、実の娘である母に対して厳しく、孫で男性である私が祖父の介護に参加せざるをえなかった。例えば母が「起きて顔を洗って」といっても聞いてくれないが、孫で男性の私が同じことをいうと素直に起き出すという具合だ。また、身体的な介助が必要なときは、私の出番である。

私は大学院に進学をしたが、進路を決めるとき、祖父の介護についても少なからず考えた。大学院進学後、祖父は昼夜逆転の生活を送り、その対応に追われた。祖父は夜中に起きてきて、日時を何度も確認し、室内を歩き回り、転倒するなどしたため、夜中眠ることができない状態が続いた。指導教員や大学院の先輩、同級生に相談したが、介護を経験した人はおらず、話を理解してもらえなかった。結局、大学院を中退して、就職する道を選んだ。

大学院在学中、介護の相談先を探したが見つからなかった。家族の会に行っても、私が介護者であると思ってもらえなかった。高校や大学の友人に介護の話をして、場が白けるのでそのうち話すことをやめた。友人たちの仕事や家庭の話と比較して、落ち込んだ。

このようにヤングケアラーは、相談先がなく、介護と自分の人生の両立について自分の力で考えざるをえない。しかも、社会経験や経済力が乏しいため、孤立や貧困に陥ってしまう可能性もある。

私の場合、大学院を中退してから、機会を見つけて様々な人々と交流し、介護だけでなく仕事のことなど人生の悩みを相談できる人や居場所を見つけた。そして、介護をしながら自分の人生を送る方法を考え、行動している。

いま、介護をしているヤングケアラーや、これから介護を始める方々に私が何かお伝えするとしたら、「一人で悩まないで」ということに尽きる。今いる場所で相談できなくても、必ずどこかに人生の伴走者となる人はいる。今は無理でも、いつかは自分の望む人生を送りたいという考え方をもち続けてほしいと思う。

誰もが介護の担い手に



保険料は払っているけれど、実際の介護保険とはどういふものかはっきり分かっていないという人も多いのではないのでしょうか。

介護保険制度は、これまで家庭の中で担ってきた介護を、社会全体で担うようにする「介護の社会化」を目指し作られたものです。それまでは、育児や介護といった「誰かをお世話する役割」は、家庭の中の女性が担ってきたといっても過言ではありません。しかし、女性の社会進出が進む一方で、介護の役割を女性だけが担うことは現実的ではありません。仕事をしながら介護をするケースは珍しくなくなり、介護保険制度の導入に伴う「介護の社会化」は、必然ともいえる流れでした。

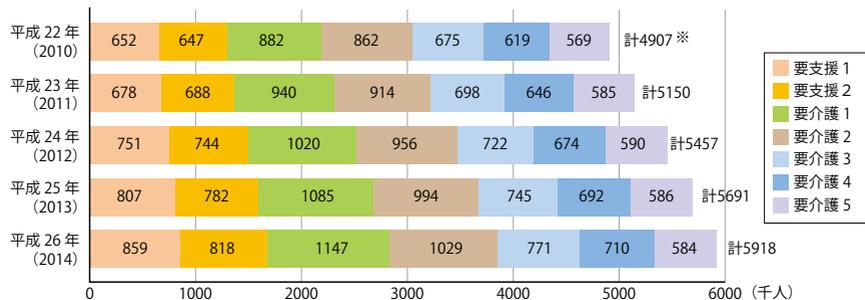
ただ、制度はあっても、一人一人の意識がすぐ変わることは難しく、また実際に、全てを社会化することはできません。しかも介護の担い手は、それぞれの家庭の状況に応じてさまざま、男性や若者も介護者として重要な役割を持つ可能性があります。

介護の大きな要素である、他者の身体のケアや家事などを、介助や家事に慣れていない者が行うとき、その負担感は介護者にとって非常に大きなものとなります。介護の社会化は大切な視点ですが、これまで長らく女性の領域とされてきた、食事の準備や洗濯など、生活面でも日頃から一人一人が自立できるようにしておくことが、とても大切です。

誰もが介護の担い手となる可能性がある今、介護保険制度や職場の介護休業制度などのほか、介護を必要とする方がお住まいの地域にある地域包括支援センターの場所や連絡先など、日頃から介護に関する情報に関心を持ち、いざというとき、どのように家族を介護していくのか、家族はもちろん大いに男性も巻き込み、兄弟姉妹なども交えた連携や、経済面の備えなど、さまざまなシミュレーションを行っておきましょう。こうした備えをしながら、家族や職場など、周囲の人とのコミュニケーションを図り、体制を整えておくことが重要です。

第1号被保険者(65歳以上)の要介護度別認定者数の推移

介護保険制度における第1号被保険者(65歳以上)の要介護者等数は、年々増加しています。



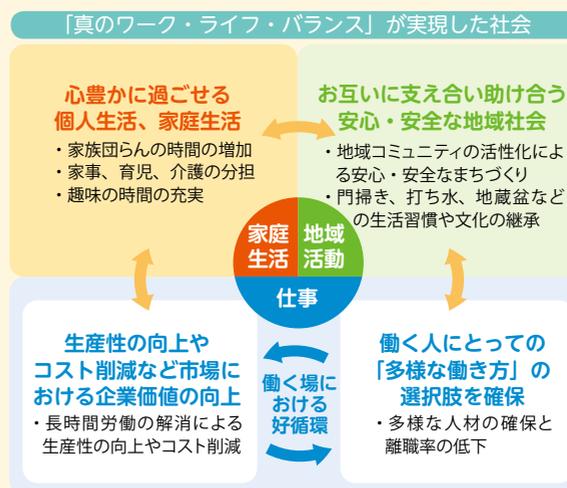
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

※東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村(広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町)を除いて集計した値。

京都市からのお知らせ

「真のワーク・ライフ・バランス」を実現できる社会を目指しませんか？

京都市では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考えをさらに一歩推し進めた「真のワーク・ライフ・バランス」を提唱しています。今までの「仕事と家庭の時間配分」だけではなく、私たちを取り巻く「つながり」に着目し、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参加することによって、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる社会の実現を目指しています。



京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB

URL : <http://www.kyotostyle-wlb.jp/>

京都市では、「真のワーク・ライフ・バランス」に関するウェブ版コーディネート窓口として、相談コーナーや情報掲示板などの機能を有するポータルサイト(情報検索の入口となるウェブサイト)を開設しています。企業等や市民の皆様の「真のワーク・ライフ・バランス」の実践事例の発掘・発信や、関連情報の提供も行っていますので、ぜひご覧ください。



1 「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート窓口

- (1)「お悩み相談窓口」(企業・団体及び市民向け) 閲覧者からの相談を受け付け、専門アドバイザーや関係機関等による助言や、内容に応じた適切な窓口案内を行います。
- (2)「Q&A」<企業・団体及び市民向け> よくあると思われる相談内容等を掲載しています。
- (3)「つながる『真のワーク・ライフ・バランス』掲示板」<市民向け> Facebookを活用した、NPOやサークル等、地域や社会とつながる活動を行っている市民の情報交換の場です。

2 実践例の紹介・発掘

京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰を受賞した企業や、実践エピソード表彰を受賞した市民・団体の実践事例等を掲載しています。

3 「あの人に聞く『真のワーク・ライフ・バランス』」

著名人や専門家が語る「真のワーク・ライフ・バランス」を掲載しています。

4 「週末どこいこ？」

子育てや介護に携わる市民が余暇・生活を楽しむためのイベント情報等を掲載しています。

「男女共同参画」について一緒に考えませんか？

「男女共同参画社会」とは、「性別に関わらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」のことです。職場、家庭、地域生活等で、一人一人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、ウイングス京都では、男女共同参画に関する課題について、職員が講師となって分かりやすくお話しする「みんなで考える男女共同参画講座」を開催しています。講座では、国内外の動きやデータを確認しつつ、男女共同参画と関係が深い身近なテーマについて、皆さんと一緒に考えます。

みんなで考える男女共同参画講座



●定期講座

ウイングス京都を会場に、年4回開催しています。(予約制・保育あり)

●出前講座

男女共同参画について、皆さんの地域でお話しします。(ウイングス京都を会場として、施設見学を兼ねた講座の開催も可能です。) 職場で、学校で、PTAや地域での人権研修のひとつとして、ご利用ください。詳しい内容については、お電話にてお問い合わせください。

所要時間 60～90分

参加者 10名以上から

ウイングス京都または京都市内の地域に向向きます。

お問い合わせ・お申込み

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 ☎ 075-212-8013 (事業企画課)

※講師のご紹介や、人権・男女共同参画に関する講座・講演会の企画・運営(有料)も承ります。詳しくはお問い合わせください。

テーマ

- ◆男女平等教育
- ◆子育て
- ◆真のワーク・ライフ・バランス
- ◆DV(ドメスティック・バイオレンス)
- ◆セクシュアル・ハラスメント
- ◆防災
- ◆LGBT(L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー)生まれたときに法律的、社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のこと

<発行>

京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL: 075-222-3091 FAX: 075-222-3223
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<企画・編集>

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
TEL: 075-212-7490 FAX: 075-212-7460
<http://www.wings-kyoto.jp>

